

## 補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市更生保護事業補助金			担当部課	福祉部福祉政策課		
基本情報	支出根拠		長久手市更生保護事業補助金要綱				
	補助要綱		無	長久手市更生保護事業補助金要綱			
	根拠法令等		無	保護司法			
	総合計画	基本目標	—			会計区分	一般会計
		政策				予算区分	3-1-1 社会福祉総務費
		施策				中事業名	更生保護事業
	補助制度開始年度	平成25 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	負担金	
	交付先(団体名) 又は対象者	①愛知保護区保護司会長久手部会 ②長久手市更生保護女性会			交付年数 【※】	通算 11~15年	
	会員数【※】	①8名 ②18名	令和7年4月1日現在		会費【※】	①2,000円 ②1,000円	
	他団体への交付【※】	可能		制度の周知方法【※】	周知せず		
ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度					
	例外規定	3(4)エ(ウ)…法律に基づいて義務的に設置された団体又は、国県等から委嘱された委員の活動で公益性があると認められる事業→最低限必要な額の交付を認める					
最新年度の補助内容	補助対象 経費	活動に係る経費、会議に係る経費、消耗品費、負担金					
	補助対象事業費の総額	430,000円	補助金額	430,000円	事業全体の 補助率	100%	
	特記事項	上記金額は2団体の合計である 「愛知保護区保護司会長久手部会補助金」と「長久手市更生保護女性会補助金」の2団体を補助					
補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか)  地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。					
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入)  犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防する「更生保護」に関する会議、研修、施設訪問、啓発活動、青少年健全育成活動、及び上部団体への負担金等に対し、補助を行う。					
	事業費補助 の実績 (団体の主な 活動の実績) ※今年度は予定	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度実績 (2024)	R7年度予定 (2025)		
		①自主研修会 11回 啓発活動 2回 教職員との意見交換 1回 ②全体会 8回 啓発活動 1回 施設訪問 6回 児童館補助 57回	①自主研修会 11回 啓発活動 6回 教職員との意見交換 2回 ②全体会 8回 啓発活動 6回 施設訪問 4回 児童館補助 67回	①自主研修会 12回 啓発活動 2回 教職員との意見交換 1回 ②全体会 8回 啓発活動 2回 施設訪問 3回 児童館補助 75回	①自主研修会 12回 啓発活動 1回 教職員との意見交換 1回 ②全体会 8回 啓発活動 2回 施設訪問 3回 児童館補助 75回		
	補助対象事業費	512,391円	382,863円	523,110円	430,000円		
	補助金額	430,000円	430,000円	430,000円	予算額	430,000円	
	財源	国及び県					
		市(一般財源)	430,000円	430,000円	430,000円	430,000円	
	その他						
	補助金等の効果 ※今年度は予定	新型コロナウイルス感染症の影響が前年に比べて緩和され、コロナ禍以前の活動を再開しつつ、新しい方法も模索しながら活動が実施された。	新型コロナウイルス感染症の影響はほぼなくなり、コロナ禍以前同様の規模で活動が実施された。	地域の安全を支える更生保護活動が継続され、啓発活動については、新しい方法を検討しながら実施された。	地域の安全を支える更生保護活動が継続され、啓発活動については、新しい方法を検討しながら実施される予定。		
今後の方向性 ・担当部署の 自由意見	保護司法第11条で給与を支給しないことが定められ、同法第17条で地方公共団体の協力について定められている。更生保護活動の一層の充実が犯罪の減少及び地域の安全につながるため、活動に必要となる補助金額については現状を維持する。						

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	
	市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていなか	○	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	—	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	×	R5年度はコロナ禍のため活動が制限されていた。
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	
補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
	補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
	経費の使途は明確か	○	
	基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
市	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○	
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特權的な恩恵を与えていないか）	○	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	保護司は法務大臣による委嘱が必要
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	×	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	
総合評価	担当課の評価		評価理由、見直す場合はその内容
	A		再犯防止にかかわる公益性の高い事業であるため、補助を行うことは妥当である。